

第 19 回各医師会新型コロナウイルス感染症担当理事者会

内容 次の感染拡大に備えたコロナウイルス行政検査の体制確保について

感染拡大の際に行政検査が保健所のキャパを超えてしまったときのために、医療機関で行政検査がスムーズにできるように集合契約を結ぶというものでした。

決定と手続きまで期限が 1 週間しかありませんでした。

運用については郡市医師会の保健所の要請に従ってくださいとのことで、翌日北筑後保健所長と担当係長と面談しました。

私は医師会内の数ヶ所の医療機関との集合契約を考えていましたが、保健所としては期限が短いのもあり各郡市医師会に対し一番大きい医療機関との契約を考えており小郡三井医師会は嶋田病院にお願いしたいと説明を受けましたので、直接お話し合いをしてもらうようお願いいたしました。その後、話し合いの結果嶋田病院で決定したと保健所より連絡を受けています。

なお他郡市医師会として朝倉医師会は朝倉医師会病院、浮羽医師会は医師会の地域・外来検査センターで決定しております。